

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との各委託会社の発行する第2条第1項に掲げるMRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「受益権」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って申込者とコースごとに「MRFの累積投資」の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）を結びます。

- 2 申込者が当社に管理の委託をする累積投資の受益権に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

（申込コースおよび申込方法）

第2条 申込者は、買付を希望する受益権の種類に応じて、次に掲げるいずれか1つのコースを申し込むものといたします。

コース名	受益権の種類（委託会社（注））
国際のMRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
三菱UFJ MRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
三菱MRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
ダイワMRFコース	追加型投資信託受益権（大和証券投資信託委託）

（注） 委託会社名に変更があった場合は、新委託会社名に読み替えるものとします。

- 2 前項の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺いただく等当社の定める方法により、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）へ提出いただくことにより行います。ただし、お申込みのコースから他のコースへ乗換える場合は、当該申込書の提出は不要とします。
- 3 契約が結ばれると、当社はただちに申込者の「MRF累積投資口座」（以下「口座」といいます。）を設けます。

（金銭の払込み）

第3条 申込者は、受益権の買付にあてるため、1円単位で金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むものといたします。

（買付の時期および価額）

第4条 当社は、申込者から特にお申出のない限り、申込者からの払込金の受入れをもって受益権の買付の申込みがあったものとして取扱い、申込日の正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、受益権を申込者に代って買付します。

ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、買付の申込みに応じないものとします。

また、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。

- 2 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- 3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。
- 4 買付された受益権の所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付日から申込者に帰属するものといたします。

（受益権の管理）

第5条 本契約に基づいて買付した受益権（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、振替決済口座により管理いたします。

（果実の再投資）

第6条 前条にかかる受益権の果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付した場合には、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、これを各申込者の口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、受益権を申込者に代わって買付します。

- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。

（返還）

第7条 当社は、申込者から本契約にもとづく受益権の返還請求を受けたときは、これを返還します。この場合、当該請求にかかる受益権については、申込者から返還の請求を正午以前に受付け当日の受取りを希望されたときは当日、正午を過ぎて受付けたとき、または正午以前に受付け翌営業日の受取りを希望されたときは翌営業日

業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）としてこれを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

- 2 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
- 3 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。
- 4 第1項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に返還いたします。

（自動買付・自動換金）

第8条 当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その売却代金等の全部または一部をもって、申込者から特にお申出のない限り、自動的に受益権を買付します。

- 2 当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その買付代金等の全部または一部に、申込者から特にお申出のない限り、受益権の全部または一部を自動的に換金することで充当します。

（キャッシング（即日引出））

第9条 申込者は、第7条の正午を過ぎて受付けた返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。なお、その都度のキャッシングの利用申込書の提出は不要とします。

また、当社が申込者から現金自動取引機により営業日以外の日に受付けた返還請求については、当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望するものとしてキャッシングにより行います。

ただし、当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、キャッシングの申込みは受付けないものとします。

- (1) 当社は、受益権の残高に基づき計算した返還可能金額または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、受益権を担保に金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額 = 返還請求日の申込者の所有口数×返還請求日前日の基準価額

- (2) (1)のキャッシング申込日に、当社は、(1)のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する受益権について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、キャッシング申込日の翌営業日を受渡日として前条の換金手続を行います。

- (3) (2)の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、(1)のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額を次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらいます。

貸出金利 = {解約口数×(キャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの期間の1口当たりの分配金累計額)}(A)－源泉税相当額[(A)×(所得税率+住民税率)]

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。

- (4) 当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、(2)の換金手続に基づく金銭と(1)のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、お客さまに請求できるものとします。

- 2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に金銭をお引渡しいたします。

（解約）

第10条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

- (1) 申込者が所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき

- (2) 申込者が受益権の買付を引続き1ヵ年をこえて行わなかったとき

ただし、前回の買付日から1ヵ年以内に申込者が第5条（受益権の管理）により管理している受益権の果実によって受益権の買付が行われた場合の当該契約については、この限りではありません。

- (3) 当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき

- (4) 本契約によって買付された受益権が償還されたとき（ただし、他のコースへ乗換える場合は除きます。）

- 2 本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第5条（受益権の管理）により管理されている受益権およびその果実を第7条に準じて返還いたします。

（取引の計算明細、証券残高の報告）

第11条 当社は申込者のその都度の取引にかかる計算明細および証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行うものとします。

（届出事項等の変更）

第12条 改名、転居および当社届出印の変更など、届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社所定の方法により取扱店へお届出いただくこととします。

- 2 当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、印鑑証明書、その他の必要書類の提出を求めることがあります。

(その他)

第13条 当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社届出印の押捺された所定の受取書、または合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで受け入れた受取書と引換えに、または別に定める契約に基づき、受益権または果実を返還した場合
- (2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められないために、本契約に基づく受益権または果実を返還しなかった場合
- (3) 天災地変、その他の不可抗力により、本契約に基づく受益権の買付または受益権もしくは果実の返還が遅延または履行不能となった場合

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2023年7月